

## 浜松市地域包括支援センター運営事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、浜松市が高齢者の尊厳を支えるケアを実現していくために、地域における包括的かつ継続的なケアマネジメントの体制を構築するために地域包括支援センター（以下「センター」という。）を設置し、総合的な相談及び支援、権利擁護のための援助、包括的かつ継続的なケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント等（以下「事業」という。）を実施することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (事業内容)

第2条 センターにおいて実施する事業は、下記のとおりとする。

#### (1) 包括的支援事業

- ア 総合相談業務
- イ 権利擁護業務（高齢者虐待対応を含む）
- ウ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- エ 第1号介護予防支援業務（介護予防ケアマネジメント（居宅要支援被保険者に係るものを除く）
- オ 在宅医療・介護連携推進業務
- カ 生活支援・介護予防事業推進のための基盤整備業務
- キ 認知症施策の推進業務
- ク 地域見守り支援に関する業務

#### (2) 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

#### (3) 指定介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものに限る）

#### (4) その他、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進のため市長が必要と認める事業

### (利用対象者)

第3条 対象者は、担当圏域における高齢者及び高齢者を取り巻く市民等とする。

### (実施主体)

第4条 市長は、事業の運営方法について、地域包括支援センター運営協議会の承認を得るものとする。

2 市長は、第2条に規定する事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できる法人等に委託することができる。

### (事業の委託)

第5条 前条第2項により事業を委託する場合における一のセンター当たりの委託料の上限額等は、別表1のとおりとする。

### (職員の配置)

第6条 職員の配置については、浜松市指定居宅サービス等の事業等に関する基準を定める条例（平成24年浜松市条例第80号、以下「条例」という。）第10条で定める基準により

置くものとする。

- 2 職員の変更がある場合は、地域包括支援センター職員変更届出書により速やかに市に報告するものとする。
- 3 条例により市が定める配置すべき職員数に欠員が生じた場合は、基本事業分を減額するものとする。減額方法については別に定める。

(職員の責務)

第7条 センターの職員は、事業を利用する者及びその世帯の個人情報の保護について万全を期するものとする。

- 2 センターの職員は、正当な理由なく、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 センターの職員は、本事業の果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会及び異職種との交流等のあらゆる機会をとらえ、事業に関し自己研鑽に努めるものとする。

(利用料)

第8条 センター事業の市民等の利用料は、原則として無料とする。

(センターの名称及び所管地区)

第9条 各区に設置するセンター名称及び担当地区は別表2のとおりとする。

(委託証明書)

第10条 市長は、センター事業職員配置調書に記載した職員に対し、浜松市地域包括支援センター事業委託証明書(以下「委託証明書」という。)を発行するものとする。

- 2 委託証明書の有効期間は、委託契約期間とする。ただし、市長は別に定める場合その他特別の理由があると認められる場合はこの限りでないものとする。
- 3 センターの職員は、この要綱に定める事業を実施するときは、委託証明書を携帯するとともに、利用者等から求められたときは提示するものとする。
- 4 委託証明書は、他人に貸与し、又は譲与する等の不正な使用をしてはならない。
- 5 委託証明書の交付登録等は、委託証明書交付登録台帳より処理する。
- 6 センターの職員を解かれた時は、市へ委託証明書を返却する。また、紛失の際には、紛失届を提出する。

(構造及び設備)

第11条 センターの建物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物とする。

- 2 センターには、運営に必要な面積を有する事務室、相談室、を設けるものとする。ただし、併設する他の社会福祉施設等と事務室を共有する場合は、適切、公正かつ中立的な運営を確保するため、業務を明確に区分するものとする。また、相談室については、設備の一部を共有すること等により、併設する施設の利用者のサービス提供及び当該施設の運営上支障が生じないときは、この限りではない。
- 3 センターの建物の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災

について十分配慮するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日より施行する。

2 平成24年10月1日以降における第8条の表は以下のとおりとする。表略

附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

区 分		金 額
年 額	基本事業分 (第 6 条に規定する職員数による) 3 人配置の場合 4 人配置の場合 5 人配置の場合 6 人配置の場合 7 人配置の場合 8 人配置の場合 天竜区においては、市及びセンター設置者との協議により、条例の基準の員数を上回る ことができるものとする。	(上限) 17,600,000 円 (上限) 22,800,000 円 (上限) 28,000,000 円 (上限) 33,200,000 円 (上限) 38,400,000 円 (上限) 43,600,000 円
	事務費 (事務所運営費・職員研修費)	(上限) 2,490,000 円
	支所設置費 (支所 1 箇所当たり)	(上限) 940,000 円
実績 払い (1 回 あたり)	家族介護教室事業 家族介護者交流事業 地域ケアマネジャー演習事業 (講師謝礼) (会場使用料)	(上限) 23,800 円 (上限) 50,000 円 15,000 円 (上限) 35,000 円 (上限) 20,000 円
介護予防ケアマネジメント事業		浜松市介護ケアマネジメント 実施要綱で定める額

別表2（第9条関係）

	センター名	担当地区名
中区	元浜	北、曳馬
	鴨江	西、県居、江西
	佐鳴台	城北、佐鳴台
	和合	富塚、萩丘（住吉・和合）
	板屋	中央、アクト、江東、駅南
	高丘	萩丘（萩丘中、葵・高丘）
東区	ありたま	積志
	さぎの宮	長上、笠井
	あんま	中ノ町、和田、蒲
西区	大平台	入野、篠原、
	和地	庄内、和地、伊佐見
	雄踏	舞阪、雄踏、神久呂
南区	新津	新津、可美
	芳川	河輪、五島、芳川
	三和	白脇、飯田
北区	細江	都田、新都田、三方原
	三方原	細江、引佐、三ヶ日
浜北区	北浜	北浜
	しんばら	浜名、庵玉
	於呂	中瀬、赤佐
天竜区	天竜	天竜、春野
	北遠中央	佐久間、水窪、龍山

別紙1（第6条関係）

地域包括支援センター職員変更届出書

平成〇年〇月〇日

(あて先) 浜松市長

法人所在地  
法人名  
代表者

下記のとおり地域包括支援センター の職員を変更いたします。  
記

<変更職員>

1	氏名	
	職種	
	変更理由	
2	氏名	
	職種	
	変更理由	

【添付書類】

- 1.職員配置調書（4月1日付の書類に、追加又は見消しで修正したもの）
- 2.採用職員は、履歴書（経歴書）、資格証明書の写し
- 3.地域包括支援システムユーザーの登録・廃止届
- 4.準ずる者の基準で配置する場合は理由書

【退職等に伴う返却物】

- 1.事業委託証明書（紛失の場合は『事業委託証明書紛失届書』）
- 2.浜松市オレンジチームチーム員証

別紙2（第10条関係）

〇〇 - 1

平成〇〇年度浜松市地域包括支援センター - 事業委託証明書

地域包括支援センター 〇〇

上記の者は浜松市が委託した地域包括支援センター運営事業を実施する〇〇法人社団〇〇〇で同事業に従事する者であることを証明する。

発行年月日 平成〇〇年〇月〇日

浜 松 市 長

- 1 受託事業従事者は、この証明書を常に携帯し、利用者から請求あるときはいつでも提示すること。
- 2 この証明書を他人に貸与し、又は譲与する等の不正な使用をしてはならない。
- 3 記載内容に変更が生じたときは、速やかに訂正の申し出をすること。
- 4 損傷し又は亡失したときは、理由を付して速やかに届け出ること。
- 5 退職又は地域包括支援センターの職を解かれたときは、速やかにこの証明書を返納すること。